最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、 生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、 設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を 3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の 「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

「IT導入補助金、ものづくり補助金、 省力化投資補助金(一般型)

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、 補助率を2/3に引き上げ、優先的に採択します。 ※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介するものです。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。







業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企 業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

- 対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要
- <補助上限>30万円~600万円
- <助成率>3/4~4/5
- <助成対象経費の例> 機器・設備の導入:POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- 経営コンサルティング:国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し

その他:顧客管理情報のシステム化

申請先

都道府県労働局雇用環境·均等部(室)

詳しくはこちら

問合先

業務改善助成金コールセンター:0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社 員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

〈対象となる方〉

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計 画」を作成し、その計画に基づき、右の●~● までのいずれかを実施した事業主。

〈支援内容〉※賃金規定等改定コースの場合 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定 等を3%以上増額改定し、その規定を適用した 事業主に対して、右記の額の助成を行います。 ●正計量化コース

₫賃金規定等共通化コース

②障害者下計員化コース **⑤**賞与・退職金制度導入コース

③賃金規定等改定コース ⑥社会保険適用時処遇改善コース

3%以上4%未満

4万円

5%以上6%未満

6万5.000円

詳しくはこちら

4%以上5%未満

5万円

6%以上

7万円

問合先 都道府県労働局 ※助成額は令和7年度の内容です

IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のための ITツール等の導入を支援します。

最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に 対する加点も実施。

• 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。 ※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限:最大450万円

問合先

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター: 0570-666-376

補助率:1/2~4/5



詳しくはこちら

ものづくり補助金 中小企業省力化投資補助金(一般型)

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業 内容に合わせて多様な設備やシステムが導 入により、省力化投資を後押しします。

拡充!

問合先

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最 低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する 加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上 げた事業者に対する加点も新設。 ※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限:最大1億円 ※従業員数による 補助率:1/3~2/3

> 中小企業省力化投資補助 事業 コールセンター: 0570-099-660



詳しくはこちら

生産性向上に資する革新的な新製品・新 サービス開発を行う中小企業等の設備投資 等を支援します。

拡充!

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別 最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対 する加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き 上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限:最大4,000万円 補助率:1/2~2/3

問合先

ものづくり補助金事務局サポート センター:050-3821-7013



詳しくはこちら

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

りた場合に助成しより。			
7 75/	助成_	上限額	詳しくはこちら
コース区分	基本部分	賃上げ加算	● ∤∰∰.●
業種別課題対応コース(※1)	25~550万円		
労働時間短縮・年休促進支援コース	25~500万円	6~360万円(※2)	
勤務間インターバル導入コース	50~120万円		
 (※1)建設業の場合 (※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算			

人材開発支援助成金

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

ı	4.6.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.		
1	区分(※)	賃上げした場合の助成率・額	詳しくはこちら
	①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円	回(#223年回 2245年4月1
1	②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円	
İ	③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円	
ļ	※訓練コース・メニューによって上記区分①~②	。 ③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てがす	支給される場合もあれば(?)

※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。

人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職 率低下を実現した事業主に対して助成します。

- 1			
1	区分	助 成 額(※1・2)	詳しくはこちら
1111	①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)	
	④職場活性化制度⑤健康づくり制度	25万円(20万円)	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
	⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)	
i	(※1)括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行って、(※2)①~⑤を複数道】した場合の F限額は1	った場合以外の助成額又は助成率。 00万円(80万円) ⑥を道入した場合の F限額は185	7.5万円(150万円)

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等 の生産性向上と持続的発展を図ることを目 的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基 づく販路開拓等の取組を支援します。

一般型·通常枠

補助上限:50万円(賃金引上げ特例:150万上乗せ) 補助率:2/3(賃金引上げ特例:赤字事業者は3/4)

問合先

<一般型·通常枠> 商工会地区補助金事務局HP 商工会議所地区補助金事務局HP 電話番号:03-6634-9307

詳しくはこちら





商工会地区 商工会議所地区

適正取引支援サイト

「中小受託取引適正化法(下請法)」や 「価格交渉に関する講習会の案内、 下請取引や価格交渉・価格転嫁に関する 相談窓口の紹介、取引環境改善に向けた 各種施策の紹介など、 取引先との理想的な 関係構築をサポート 詳しくはこちら



賃上げ促進税制

事業者が一定率以上の賃上げを実施した場 合に、賃上げ額の一部を法人税などから税 額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合】

全企業·中堅企業

曽加額の最大35%を税額控除

中小企業

全雇用者の給与等支給額の 増加額の最大45%を税額控除

詳くはこちら



成長加速化補助金

提供しています。

するためのコンテンツを

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕 入による地域経済への波及効果が大きい売上高 100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支 援します。

補助上限:最大5億円

補助率:1/2

要件:100億宣言を行っていること 投資額1億以上 他





働き方改革や経営改善に向けた相談先

働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

労務管理等の専門家が 企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援します!

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- 専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催 しています。

問合先

各都道府県の働き方改革推進支援センター

詳しくはこちら



よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題 に無料で相談対応します!

- ◆ 売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関す る経営改善等の経営相談に対応します。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用し て、経営課題に応じて的確な支援機関等を 紹介します。

問合先

【詳しくはこちら】

各都道府県のよろず支援拠点



下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者等が抱える取引上のトラ ブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサ ポートします。

全都道府県に設置

電話での御相談、 オンラインでの御相談、 対面での御相談が可能です!

- ◆ 相談無料
- ◆ 秘密厳守
- ◆ 匿名相談可能

問合先

フリーダイヤル:0120-418-618 ※お近くの「下請かけこみ寺」につながります。



詳しくはこちら

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【概要】

本指針

の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動/求められる行動

★行動①:本社(経営トップ)の関与

① 労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる<u>取</u> 組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、

②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②:発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

受注者として採るべき行動/求められる行動

★行動①:相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関(全国の商工会議所・商工会等)の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、 価格交渉の申込み様式(例)を活用することも考えられる。

★行動②:根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、<u>最</u> 低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など の公表資料を用いること。

★行動③:値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④:発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら 希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示する</u>こと。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

★行動③:説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④:サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと 労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライ チェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行 うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取 引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを 受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤:要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求めら** れた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥:必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、 必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案する こと。

発注者・受注者の双方が採るべき行動/求められる行動

★行動①:定期的なコミュニケーション 定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②:交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管 価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

指針の詳細について

指針の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

・公正取引委員会ホームページ https://www.jftc.go.jp/dk/ guideline/unyoukijun/rom uhitenka.html

/watch?v=vyidGpQHTJM

・説明動画 (公正取引委員会公式YouTubeチャンネル) https://www.youtube.com





公正取引委員会からの御案内

政府は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定しました。



https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html

(説明動画)



本指針の説明は、約20分(1分42秒 から22分50秒まで)です。是非、社内 研修等で御活用ください。

また、本指針についての御不明点 は、公正取引委員会までお問い合わ せください(03-3581-3378)。





賃金引き上げ特設ページのメニュー



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介



地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索機能



賃金引き上げに向けた政府の支援策の紹介

_ PICK UP, .

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の 平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合 計	378.9	2,301	1,339.3
~19歳	186.7	1,125	122.0
20~24歳	221.1	1,351	420.8
25~29歳	260.1	1,586	783.7
30~34歳	301.1	1,821	959.6
35~39歳	354.5	2,149	1,213.0
40~44歳	401.5	2,428	1,422.3
45~49歳	412.5	2,490	1,482.9
50~54歳	460.6	2,780	1,889.8
55~59歳	492.7	3,042	1,983.9
60~64歳	344.0	2,110	1,068.1
65~69歳	284.4	1,734	542.2
70歳~	266.4	1,602	296.6

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.6歳	283.3	1,700	683.1
はん用・生産用・業務用 機械器具組立従事者	44.2歳	274.1	1,675	905.9
金属プレス従事者	42.6歳	281.2	1,595	719.1
金属溶接·溶断従事者	38.8歳	269.9	1,579	824.9
運搬·清掃·包装等従事者	48.4歳	251.3	1,533	432.9
清掃員(ビル・建物を除く)、 廃棄物処理従事者	49.4歳	282.6	1,759	623.5

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,752	製造業	1.483

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェックト

https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/





賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介 🥢



株式会社ゆめの樹 洋菓子の製造・販売業

パート・アルバイト5名の時給を5.5%、正社員は中小企業退職金制度の掛 け金を平均20%引き上げた。これらの原資を生み出すため業務改善助成金 を活用して、シュリンクバッカー(熱縮包装機)を導入。長期の冷凍保存がで きるだけでなく、廃棄処分も激減し、1カ月約10万円ものコスト削減にも結 びついた。無駄と思われる固定費を削減しながら売上を伸ばし、利益を確保 して従業員に還元するのは経営者の責任という。

COMPANY PROFILE

企業プロフィール

・ 社所在地: 熊本県八代市

・ 従業員数:12名



CASE2 栄研化学株式会社 医薬品·試薬等製造販売業

正社員を対象に、定期昇給を含めて平均で前年度比9.0%を超える年収の 引き上げを実施。また、非正規雇用者には正社員に先立って時給を100円引 き上げ、昼食補助手当支給や正社員へのキャリアアップ促進も強化。併せ て、賃金・労働条件の改善について約2年にわたる労働組合との話し合いを 経て、役割・職責に応じた報酬体系などを内容とする新人事・賃金制度を導 入した。

COMPANY PROFILE \ 企業プロフィール

- ●本社所在地:東京都台東区
- 従業員数:708名、連結754名(2023年3月31日現在)



CASE3 南九施設株式会社 造園·土木工事業

生産性向上のための設備投資を支援する業務改善助成金を活用し、手書き の紙媒体で管理していた顧客情報を電子化し、迅速な検索を可能とした。業 務改善助成金による支援もあいまって、時給制の従業員の賃金を60円引き 上げることができた。続いて、働き方改革推進支援助成金を活用し、ホワイト ボードを電子化。進捗を現場から直接記入できるようになり、現場作業員が 直帰できるようになるなど作業効率が向上。また、協力会社もホワイトボード を確認・編集可能な仕組みとしたため、電話業務も大幅に減ったという。

COMPANY PROFILE

- ●本社所在地:鹿児島県鹿児島市
- 企業プロフィール / ●従業員数:19名





主な支援策の紹介

業務改善 助成金

キャリアアップ 助成金

ものづくり補助金

IT導入補助金

賃上げ 促進税制

働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

その他にも様々な支援策をご用意

▶「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず 希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策に取り組みます。

106万円の壁 への対応

130万円の壁 への対応

配偶者手当 への対応

年収の壁・支援強化パッケージの 詳細はこちら



最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策





1. 賃金引上げに関する支援

①業務改善助成金

問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター 0120-366-440(平日 9:00~17:00)
- ·都道府県労働局雇用環境·均等部(室)



事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング)を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

③中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先

・中小企業税制サポートセンター



青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(個人事業主は所得税額)から控除できる制度です。

②キャリアアップ助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

④企業活力強化貸付 (働き方改革推進支援資金)

問い合わせ先

·日本政策金融公庫 0120-154-505



事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに 取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転 資金を低金利で融資します。

5 賃上げ貸付利率特例制度

問い合わせ先 日本政策金融公庫 0120-154-505

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5% 控除します。



2. 生産性向上に関する支援

6 固定資産税の特例措置

問い合わせ先

< 先端設備等導入計画の作成等について>

- ・先端設備等の導入先の市区町村
- <税制について>

・中小企業税制サポートセンター 03-6281-9821(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)

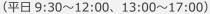
中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。



⑧中小企業経営強化税制

問い合わせ先

・中小企業税制サポートセンター 03-6281-9821(平月0-20 12-00



中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。

⑦中小企業等経営強化法 (経営カ向上計画)

問い合わせ先

・中小企業税制サポートセンター 03-6281-9821

(平日9:30~12:00、13:00~17:00)



中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を 支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計 画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された 事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

9中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先

・中小企業省力化投資補助事業コールセンター 0570-099-660 (9:30~17:30/月曜~金曜 (土・日・祝日除く))



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

⑩中小企業成長加速化補助金

問い合わせ先 中小企業成長加速化補助金事務局 0570-07-4153、03-4446-4307(IP 電話等からのお問い合わせ) 賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高 100 億円超を目指 して行う大胆な投資を支援します。



①ものづくり・商業・サービス生産性向 上促進補助金

問い合わせ先

・ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-3821-7013(10:00~17:00 土日祝 日及び 12/29~1/3 を除く)



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的 な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業 のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

⑬事業承継・M&A 補助金

問い合わせ先(補助金事務局)

- ・専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠 050-3145-3812
- ・事業承継促進枠 050-3192-6274
- ・PMI 推進枠 050-3192-6228



事業承継前の設備投資等にかかる取組、M&A 時の仲介・フィナンシャルアドバイザー等の専門家の活用、M&A 後のPMI にかかる専門家の活用や設備投資の取組、再チャレンジを伴う廃業に係る取組等を支援します。

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑮下請適正取引等の推進のための ガイドライン

問い合わせ先

·中小企業庁取引課 03-3501-1669



親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築する ために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドラ イン(下請ガイドライン)を策定しています。

②労務費の適切な転嫁のための価格交 渉に関する指針

問い合わせ先

·公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

②サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 費補助金

問い合わせ先

・サービス等生産性向上IT 導入支援事業事務局 0570-666-376



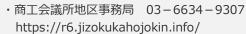
中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、 業務効率化や DX 等に向けた IT ツール(ソフトウェア、サービ ス等)の導入を支援します。

44小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先

<商工会の管轄地域で事業を営む方>





小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に 沿って行う販路開拓等の取組を支援します。



商丁会地区



商工会議所 地区

16パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先

- く「宣言」の内容について>
- ・中小企業庁企画課 03-3501-1669
- < 「宣言」の提出・掲載について> (公財)全国中小企業振興機関協会 03-5541-6688



受託中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

®官公需法に基づく「中小企業者に関す る国等の契約の基本方針」

問い合わせ先

·中小企業庁取引課 03-3501-1669



「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

19官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先 中小企業庁取引課 03-3501-1669

国や独立行政法人、都道府県、市町村等がホームページ上に掲載している入札情報を収集し、掲載しています。



②セーフティネット貸付制度

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫(日本公庫) 0120-154-505
- 沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫) 098-941-1795



一時的に売上減少等業況が悪化しているものの、中長期 的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者であれば ご利用いただくことが可能です。

5. その他、雇用(人材育成)に関する支援

②地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備 し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助 成します。

24人材開発支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

26特定求職者雇用開発助成金

(成長分野等人材確保・育成コース)

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円~240万円)する特定求職者雇用開発助成金について、これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給します。

②小規模事業者経営改善資金融資制度

(マル経融資)

問い合わせ先

- ・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
- ・日本政策金融公庫 (沖縄振興開発金融公庫) の本 支店



小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

②人材確保等支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、 労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を 図った場合に助成します。

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、テレワークコース: 5%以上の賃上げを行った場合は支給額に加算されます。

②建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の 取組を行う場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、 トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。

②早期再就職支援等助成金

(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



雇入れ支援コース



雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴、腐職を余 儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ 前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

則と比較して5%以上真上げした場合に別成します。 中途採用拡大コース 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

② 産業雇用安定助成金 (スキルアップ支援コース)

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

②働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局雇用環境・均等部(室)



労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額(3%~7%以上)に応じて助成上限額の加算もあります。

6. 相談窓口

③よろず支援拠点

問い合わせ先

・各都道府県のよろず支援拠点



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題 に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都 道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

②働き方改革推進支援センター

問い合わせ先

・全国の働き方改革推進支援センター



全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティング等を実施しています。ぜひご活用ください。

③下請かけこみ寺

問い合わせ先

- ·(公財)全国中小企業振興機関協会
- ・各都道府県の下請かけこみ寺 0120-418-618



中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。

③中小企業向け補助金・総合支援サイト 「ミラサポ plus」

問い合わせ先

・ミラサポ plus コールセンター 050-5370-4340



中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策(制度)をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

各都道府県労働局の問い合わせ先

厚生労働省HP 都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧 https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html



厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省 「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介はこちらをチェック https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。 中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充!

- ・対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30~130万円
45円コース	45~180万円
60円コース	60~300万円
90円コース	90~600万円

活用のポイント 賃上げ+設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資す る計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数 等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。 パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

★日本 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の 賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃 金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給 制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25~550万円が助成されます。

	助成上限額		
コース区分	基本 部分	賃上げ 加算	
業種別課題対応コース(※1)	25~ 5507円		
労働時間短縮・年休促進支援コース	25~ 2007円	6~ 360 (※2)	
勤務間インターバル導入コース	50~ 120万円	,	

活用のポイント

労働時間削減等の取組 (賃上げ)+設備投資等

- ・ 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・ 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う
- (※1)建設業の場合
- (※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
- (※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練 経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、 訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

- ※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

活用のポイント

職業訓練+経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働 局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施し た後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、 職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の 導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、 活用例 最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)	{
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円 (40万円)	ľ
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円 (20万円)	
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)	
(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場	合以外の助成額又は助成	率。



雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する 機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下 が必要
- ・原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- ・対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算 (※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※2)①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を 継続して雇用する事業主に助成(30万円~240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に 従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5% 賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇 入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ た場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当 該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

• 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた 場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

▼ 支援策の詳細はHPをチェック





9月5日から対象事業所を拡充 令和7年度業務改善助成金を一部変更します

中小企業等多くの皆さまに活用していただけるよう、業務改善助成金の対象事業所の範囲を拡充します。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業所が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることが出来ます。

また、最低賃金の影響を強く受ける中小企業等が活用しやすくなるよう、特例的に、賃金引上げ計画の事前提出についても省略を可能とします。

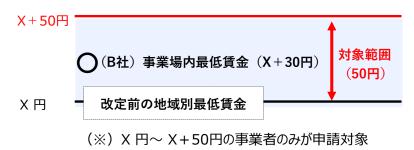
拡充のポイント

①対象事業場の拡大

従来

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 の事業所が対象

★ (A社) 事業場内最低賃金(X+55円)

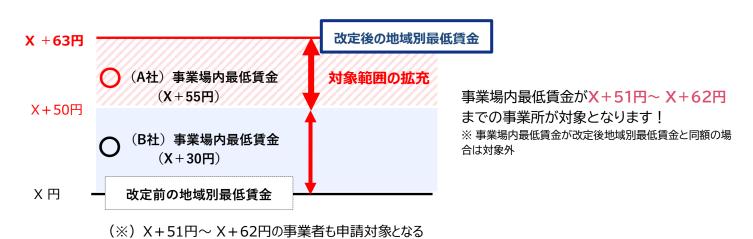


事業場内最低賃金がX+50円までの 事業所が対象となります。

拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満まで の事業所が対象

<例:地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円(引上額63円)の場合>



②賃金引上げ後の申請

従来

賃金引上げ後の申請は不可

申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります

必要な手続き:申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ計画
- 事業実施計画(設備投資等の計画)

事業実施計画

賃上げ計画

を提出し、計画の審査を受けます。



(審査の上、交付決定を受けたら)

- ・計画に基づく賃上げの実施
- ・計画に基づく設備投資等の実施

拡充

賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日まで(※)に賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要となりました

※同期間以外の賃金引上げは一切対象となりませんのでご注意下さい。

必要な手続き:申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- 賃金引上げ結果
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)

事業実施計画

賃上げ結果

を提出し、計画の審査を受けます。



(審査の上、交付決定を受けたら)

・計画に基づく設備投資等の実施

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出



交付決定後、提出 した計画に沿って 事業実施



労働局に事業実施 結果を報告



支給

注意事項

- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- 事業所での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日までに勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- 申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- 申請期限は、申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・同一事業所の申請は年度内1回までです。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、

業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号: 0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)



(R7.9)